

# 独立行政法人中小企業基盤整備機構個人情報保護管理規程

平成17年3月30日

規程16第62号  
改正 規程19第31号  
改正 規程19第50号  
改正 規程23第62号  
改正 規程27第6号  
改正 規程27第32号  
改正 規程27第36号  
改正 規程29第3号

## 目次

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

#### 第2節 保有個人情報の管理体制

#### 第3節 教育研修

### 第2章 個人情報の管理

#### 第1節 個人情報の取得

#### 第2節 保有個人情報の取扱い

#### 第3節 保有個人情報の利用及び提供

#### 第4節 独立行政法人等非識別加工情報の提供

#### 第5節 保有個人情報の取扱いの委託

#### 第6節 保有個人情報の廃棄等

#### 第7節 情報システムにおける安全の確保等

#### 第8節 派遣労働者の派遣を受ける場合の措置

### 第3章 個人情報ファイル簿の整備

### 第4章 事故の報告及び再発防止措置

### 第5章 点検及び監査

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の保有する個人情報について、その適切な管理に必要な事項を定めることにより、機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する

ものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 機構の保有する個人情報、個人番号、個人情報ファイル及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、その関係法令等及びこの規程に定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

一 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するもの（独立行政法人等個人情報保護法又は番号法の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号ロにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

二 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「独立行政法人等個人情報保護法施行令」という。）第1条各号で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 三 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして独立行政法人等個人情報保護法施行令第2条各号で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 四 「保有個人情報」とは、役員又は職員（専門職員、年俸契約職員、嘱託職員、研修専門員、臨時職員及び派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2項に規定する派遣労働者をいう。）を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、役員又は職員が組織的に利用するものとして機構が保有しているものをいう。ただし、法人文書に記録されているものであって、独立行政法人等個人情報保護法又は番号法の規定の適用を受けるものに限る。
- 五 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（番号法の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。
- 六 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報（番号法の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。
- 七 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報（個人番号を含むものを除く。）を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ロ 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 八 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 九 個人情報について「本人」とは、個人情報又は個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- 十 「非識別加工情報」とは、次のイ又はロに掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じて当該イ又はロに定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する

る情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）第2条で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ロ 第1号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

十一 「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

イ 独立行政法人等個人情報保護法第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

ロ 機構に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、機構が次のいずれかを行うこととなるものであること。

（1） 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

（2） 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ハ 機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、独立行政法人等個人情報保護法第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報

ファイルを作成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

十二 「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして独立行政法人等個人情報保護法施行令第3条で定めるもの

十三 「独立行政法人等非識別加工情報等」とは、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに独立行政法人等個人情報保護法第44条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報のことをいう。

十四 「部等」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構組織規程（平成16年規程第2号。以下「組織規程」という。）第3条に規定する本部の部等及び組織規程第2条第2項に規定する地域本部等並びにこれらに準ずるものをいう。

十五 「課等」とは、組織規程に規定する本部、地域本部等の課及び室並びにこれらに準ずるものをいう。

（役職員の責務）

第4条 機構の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、独立行政法人等個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、部門個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者の指示にしたがい、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等を取扱わなければならない。

2 役職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。以下同じ。）に対し個人番号の提供を求め、又は他人の特定個人情報を収集若しくは保管してはならない。

3 役職員は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲以外の目的で個人番号を利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合を除く。

4 役職員は、個人番号関係事務（番号法第2条第11項に定める個人番号関係事務をいう。）を処理するために必要な場合その他の番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（主務省との連携）

第4条の2 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）を踏まえ、主務省と緊密に連携して、保有する個人情報を適切に管理しなけ

ればならない。

## 第2節 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の管理体制

(総括個人情報保護管理者等)

第5条 機構に、総括個人情報保護管理者を一人置き、総務担当理事をもって充てる。

2 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等を扱う各部等に、部門個人情報保護管理者を一人置き、各部等の長をもって充てる。

3 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等を扱う各課等に、個人情報保護管理者を一人置き、当該各課等の長をもって充てる。ただし、必要がある場合には、当該各課等の長が指名する者を追加することができる。

4 個人情報保護管理者は、あらかじめ、その所属する課等に属する職員のうちから、個人情報保護担当者を指名することができる。

5 機構に、個人情報監査責任者を置き、監査統括室長をもって充てる。

(総括個人情報保護管理者等の任務)

第6条 総括個人情報保護管理者は、機構における保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の管理に関する事務を総括する。

2 部門個人情報保護管理者は、部門における保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の管理に関する事務を総括する。

3 個人情報保護管理者は、各課等における保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等を情報システムで取り扱う場合、個人情報保護管理者は、情報システム基盤センター及び個別情報システムの責任者と連携して、その任に当たる。

4 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者の命を受けて、個人情報保護管理者を補佐する。

5 個人情報監査責任者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(個人情報保護委員会)

第7条 機構に、個人情報に係る重要事項の審議、監査その他必要事項の報告を行うために、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、総括個人情報保護管理者が招集し、必要に応じ開催する。

3 委員会の設置等に関して必要な事項は、別に定める。

## 第3節 教育研修

(教育研修)

第8条 総括個人情報保護管理者は、役職員に対し、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び個人番号の保護に関する

- る意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
  - 3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に対し、課等の現場における保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のための教育研修を行う。
  - 4 個人情報保護管理者は、その所属する課等の職員に対し、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

## 第2章 個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の管理

### 第1節 個人情報の取得

(保有個人情報の保有の制限等)

- 第9条 課等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 課等は、前項の規定により特定された利用目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
  - 3 課等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第10条 課等は、本人から直接文書等（文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第11条 課等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

### 第2節 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱い

(保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の管理区分)

保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構情報セキュリティ管理規程（規程19第65号。以下「セキュリティ規程」という。）第22条第1項第1号に規定する機密性の区分が「機密性3情報」に該当するもの	管 理 A
保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等のうち、セキュリティ規程第22条第1項第1号に規定する機密性の区分が「機密性2情報」に該当するものであって、本人の数が千人を超えるもの	管 理 B
保有個人情報のうち、セキュリティ規程第22条第1項第1号に規定する機密性の区分が「機密性2情報」に該当するものであって、本人の数が千人に満たないもの	管 理 C

第12条 個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等を次の表の右欄に掲げる管理区分に応じて管理する。

2 総括個人情報保護

管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等について、前項の管理区分に応じて、独立行政法人中小企業基盤整備機構個人情報取扱マニュアル（以下「マニュアル」という。）で保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、取扱方法を定める。

(アクセス制限)

第13条 個人情報保護管理者は、前条第1項の管理区分に応じて、当該保有個人情報及び当該独立行政法人等非識別加工情報等にアクセスする権限を有する役職員とその権限の内容を、当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。

2 役職員は、アクセス権限を有しない保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等にアクセスしてはならない。

3 役職員は、アクセス権限を有する保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等であっても、業務上の目的以外の目的でこれにアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第14条 役職員は、次に掲げる行為（以下「複製等」という。）については、マニュアルに従い、これを行わなければならない。

- 一 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の複製
- 二 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の送信



三 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある行為

(正確性の確保)

第15条 個人情報保護管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報(独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。))及び削除情報(第18条の2第3項に規定する削除情報をいう。)に該当するものを除く。)が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(媒体の保管等)

第16条 役職員は、マニュアルに従い、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等が記録されている媒体を保管しなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第16条の2 個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報及び当該独立行政法人等非識別加工情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録しなければならない。

(従事者の義務)

第16条の3 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

一 個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

二 第23条の規定により委託を受けた者が受託した業務に従事している者又は従事していた者

### 第3節 保有個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の原則)

第17条 課等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、課等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合で

あって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための機構の内部における利用を特定の役職員に限らなければならない。

(保有個人情報を提供する場合の措置)

第18条 個人情報保護管理者は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき保有個人情報を提供する場合は、当該個人情報の提供を受ける者に対し、安全確保の措置を求めるとともに、原則としてその利用しようとする保有個人情報に関する次に掲げる事項について、書面で確認するものとする。

一 利用する記録範囲及び記録項目

二 利用目的

三 利用形態

四 その他必要と認める事項

2 個人情報保護管理者は、前項の場合において必要があると認められるときは、提供先に対し、同項の規定により確認した利用形態等について実地の調査等を行い、又は改善を要求する等必要な措置を講ずる。

#### 第4節 独立行政法人等非識別加工情報の提供

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第18条の2 課等は、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 課等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる

ることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

- 4 独立行政法人等非識別加工情報の提供等に関して必要な事項は、別に定める。
- 第18条の3 機構は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則第10条で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。
- 2 前項の規定は、機構から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

#### 第5節 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託 (業務を委託する場合の措置)

- 第19条 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託（請負契約のための発注を含む。以下この条において同じ。）をする者は、個人情報の適切な管理を行う能力を有すると認められる者と契約をしなければならない。
- 2 委託に関する契約書には、次に掲げる事項を記載する。
    - 一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
    - 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
    - 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
    - 四 個人情報の安全確保に関する事項
    - 五 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
    - 六 個人情報の管理の状況についての調査に関する事項
    - 七 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
    - 八 違反した場合における契約解除の措置、損害賠償責任その他必要な事項
  - 3 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。
  - 4 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。
  - 5 委託先において、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、再委託される業務に係る保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取

扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

#### 第6節 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の廃棄等 (廃棄等)

第20条 役職員は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等又は保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等が記録されている媒体(端末及びサーバ内に内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、マニュアルに従い、当該保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の確実な消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

#### 第7節 情報システムにおける安全確保等 (アクセス制御の措置)

第21条 個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下この節について同じ。)を第12条第1項の管理区分に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定するなど、アクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

#### (アクセス記録の措置)

第22条 個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等を第12条第1項の管理区分に応じて、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等へのアクセス状況を記録し、並びにその記録を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定及び当該設定の定期的確認又はアクセス記録の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

#### (外部からの不正アクセスの防止の措置)

第23条 個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等に係る情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォール

の設定等の必要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第24条 個人情報保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

(管理者権限等の設定)

第24条の2 個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(情報システムにおける保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の処理)

第24条の3 役職員は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。個人情報保護管理者は、当該保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認しなければならない。

(暗号化の措置)

第25条 個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報を第12条第1項の管理区分に応じて、暗号化に必要な措置を講じなければならない。役職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等について、当該保有個人情報及び当該独立行政法人等非識別加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化（適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等を含む。）を行わなければならない。

(バックアップの措置)

第26条 個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等を第12条第1項の区分に応じて、必要と認めるときは、マニュアルで定める保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱方法に従い、バックアップを行うための必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計等の管理)

第27条 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等に係る情報システムの設計書及び構成図等の文書を保有している課等の長は、当該文書について外部に知られることがないように、その保管、複製等及び廃棄について必要な措置を講じなければならない。

(管理区域の立入り等)

第28条 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う基幹的なサ

サーバ等の機器を管理する課等の長（以下「機器管理課長」という。）は、基幹的なサーバ等の機器を設置する区域（以下この条及び次条において「管理区域」という。）に立ち入ることのできる権限を有する者を定めるとともに、要件の確認、入退の記録、部外者が立ち入る場合の職員の立会い、又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。

2 機器管理課長は、必要があると認めるときは、管理区域の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

3 機器管理課長は、管理区域の立入りの管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定するとともに、認証カード等の取扱いに関する定め of 整備及びその定期又は随時の見直し等の措置を講じなければならない。

（管理区域に関する措置）

第29条 機器管理課長は、外部からの不正な侵入に備え、管理区域に施錠装置、警報装置及び監視設備を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 機器管理課長は、災害等に備え、管理区域に、耐震、防火等の必要な措置を講じるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じるよう努めなければならない。

（第三者の閲覧防止）

第30条 役職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第30条の2 個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

## 第8節 派遣労働者の派遣を受ける場合の措置

（派遣労働者の派遣を受ける場合の措置）

第31条 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

## 第3章 個人情報ファイル簿の整備

（個人情報ファイル簿の整備）

第32条 総括個人情報保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法第11条の規定

に従い、機構の個人情報ファイル簿を整備しなければならない。

- 2 総括個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿の整備に当たっては、秘密保全の必要について十分留意するものとする。
- 3 個人情報ファイル簿は、整備上必要な場合を除き、閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### 第4章 事故の報告及び再発防止措置

##### (事故の報告)

第33条 保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の漏えいその他個人情報の管理に関して問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した役職員は、直ちに、当該保有個人情報及び当該独立行政法人等非識別加工情報等を管理する個人情報保護管理者にその旨を報告しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定により役職員から報告を受けたときは、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（役職員に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、その調査結果を総括個人情報保護管理者及び部門個人情報保護管理者に報告しなければならない。ただし、重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括個人情報保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 総括個人情報保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに理事長に報告しなければならない。
- 5 総括個人情報保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、当該事案に係る業務を所掌する主務省に対し、速やかに情報提供を行う。

##### (再発防止措置等)

第34条 個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の漏えいその他個人情報の管理に関して問題となる事案が発生した場合には、前条第3項の調査結果に基づき、当該事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

- 2 総括個人情報保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、前項の規定により講じた再発防止のために必要な措置を公表しなければならない。公表を行う事案について

は、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省行政管理局に情報提供を行う。

## 第5章 点検及び監査

### (点検)

第35条 個人情報保護管理者は、各課室等における保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、その結果を総括個人情報保護管理者及び部門個人情報保護管理者に報告する。

### (監査)

第36条 個人情報監査責任者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理を検証するため、管理及び利用の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行う。

### (評価及び見直し)

第37条 総括個人情報保護管理者及び個人情報保護管理者は、保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のための措置について、点検又は監査の結果等を踏まえ、実行性等の観点から保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等を行う。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則 (規程19第31号)

1 この規程は、平成19年9月10日から施行する。

### 附 則 (規程19第50号)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則 (規程23第62号)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則 (規程27第6号)

1 この規程は、平成27年6月16日から施行する。

### 附 則 (規程27第32号)

1 この規程は、平成27年12月21日から施行する。

### 附 則 (規程27第36号)

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

### 附 則 (規程29第3号)

1 この規程は、平成29年5月30日から施行する。